

薬害を学ぼう 指導の手引き

簡 略 版



Point
1

指導上のPoint

→年表を各自確認させる。

古くは1950年頃から最近に至るまで薬害が起きたことや、原因薬剤には予防接種のためのワクチンや胃腸薬、解熱剤等自分たちにも身近なもののが含まれていることなどを認識させる。

Point
2

指導上のPoint

生徒それぞれの意見を発表したり、グループで討議したりする。

初めから解説が付された6つの全ての事例に共通する要素を見つけようとすると難しい場合があるので、一部の事例にのみ共通する点を拾い出した上で、それらをまとめる右記解答例につながることを理解させる。全部の事例に共通するわけではないが、一部の事例に共通する要素を分類すると、右のようなものがある。

企業 製薬企業が薬を製造する段階で何らかの問題があったもの

団・企業 薬に問題があることがわかった段階で、国や製薬企業が被害を防止するために必要な策をとらなかったとされたもの
医・薬局 薬を使用する医療従事者（医療機関）／薬局の使用方法が適切ではないとされたもの

*テキストの各薬害について解説した文章の中での上記要因に対応する箇所は吸出しのおり。

解答例

- 単なる副作用とは異なり、薬の安全性を守るために関係者が担うべき役割がきちんと果たされていなかったために起きました。

やく がい

薬害ってなんだろう?

薬には病気を治す働きがある一方で、それ以外の好ましくない働き（副作用）が起こる場合があります。例えば、「かぜ薬を飲んだら頭が痛くなった」、「注射をしたら、針を刺した部分が少し腫れた」という経験をしたことはありませんか？しかし、「薬害」と呼ばれているものは、このような副作用とは異なる問題のようです。

単なる副作用と薬害は、どこが違うのかに注目しながら、薬害の歴史を見てみましょう。

年表

1950

1960

1970

1980

1990

2000

企業の製造ミスが原因でワクチンにジフテリア薬害が発生しました

ジフテリア予防接種による健康被害
【被害者】924人（死亡83人）

出生地都市の敷地内に1999（平成11）年9月24日建立。

1958（昭和33）年頃～1962（昭和37）年頃
サリドマイドによる胎児の障害
【被害者】約1,000人1953（昭和28）年頃～1970（昭和45）年頃
キノホルム製剤によるスモンの発生
【被害者】1万人以上1959（昭和34）年頃～1975（昭和50）年頃
クロロキンによる網膜症

クロロキンによる網膜症

マラリア（亜熱帯・熱帯地域に多い感染症）治療のために開発された「クロロキン」という薬を使っていた人に、目が見えにくくなるなどの症状が起きました。製薬会社は薬の危険性について警告を出していたが、被害を最小限に食い止められたかもしれません。

【参考文献】

以上より参考：「サリドマイド」の健害者、も上および下：「ミソニ」の健害者の方々
下：「尿管引導器による尿路の狭窄」（健保のHP）：乳幼児の心配みりドーピー、スキン、HIV感染のような医薬品による心筋梗塞を用いた先生さんとのことのよう医薬品の安全性和有効性の検証に患者の努力が並んでいくことここに薬害する千数百名の健害者を出した「健害」といふ。この様々な事件の先生を反対して訴えた。平成11年8月 厚生省

学習のポイント

point 1 年表に示された薬害はどのようなものだったか確認しよう。

point 2 年表中の薬害について解説した文章を読み、薬害発生についてどのような共通点があるのか考えてみよう。

プラス情報

薬の役割

まず、病気やけがから回復するときには自然治癒力（病気やけがを乗り切るために、本来人間が持っている力）が働く。その上で、薬は、自然治癒力だけでは回復できない場合に、病気の原因を取り除いたり、自然治癒力を助け、病気やけがが早く治るようにしたり、重くならないようにしたりする役割を果たしている。

主作用と副作用

全ての薬には「主作用」と「副作用」があり、主作用と副作用のバランスで考えることで薬の有効性や安全性を評価する。

- 「主作用」=病気を治療したり、症状を軽減したりする働き（例：熱を下げる、痛みを和らげる、かゆみをとる等）
- 「副作用」=本来の目的以外の働き（例：花粉症の薬を飲んだら眠くなったり等）

副作用が起る主な原因としては、

- ①薬のもつてゐる性質によるもの、薬の使い方によるもの（例：飲み合わせ等）
- ②薬を使う人の体質によるもの（例：年齢、体重、体型等）
- ③薬を使った人のそのときの体の状態（例：持病、飲酒等）

副作用の危険は、自分で買った薬を正しく使うことで減らすことができるものの、予想できない副作用が出ることがあるので注意が必要である。また、抗がん剤のように、一般的な医薬品に比べて、非常に副作用が発生する危険性が高く、その危険性が予期されている場合も多いことから、厳密な使用が求められるものもある。

用語解説

ジフテリア

ジフテリア菌の感染によって生じる鼻や喉の病気。感染又は潜伏した毒（ジフテリア毒）により唇周囲や咽喉などの全身症状が起こると死にする危険が高くなり、致死率は平均5～10%とされています。

予防接種法に基づく定期接種の対象疾患とされており、男女一般的にはジフテリアを含む四種混合ワクチン（ジフテリア・百日咳・破傷風・ボツリの予防接種）が実施されています。

キノホルム製剤

1900年頃にスイスで外用薬（ヒル薬）として腹内が始めた薬で、日本では1933年から内服薬（飲み薬）として使われています。現在、日本では外用薬として使用されないが、オーストラリア等の海外では外用殺菌薬として使われている国がある。

サリドマイド

1957年から外用薬や胃腸薬として日本での販売が始まった薬。この薬は妊娠初期に服用した母親から胎児や足耳、内臓などに障害のある子どもが生まれました。現在、日本では多発性骨軟症（血液のがんの一種）等の薬として使用されています。

Point
1

指導上のPoint

実際に被害に遭われた方々が、かけがえのない健康を失うとともに、様々な差別を受けてきたという事実を知り、薬害のたらした問題が広範囲にわたることを理解させる。

解答例

- 自分や家族の死、病気や障害による身体的・精神的苦痛
- 病気をめぐる偏見や差別

Point
2

指導上のPoint

被害者の方々に共通する薬害の再発防止への強い思いを理解させる。

解答例

- 薬害を受けてとてもつらかった
- なぜ薬害が起きましたのか
- 国、製薬企業、医者などがきちんと対応していれば防げたのではないか

- 偏見や差別のない社会になってほしい
- 薬害は繰り返さないでほしい
- 薬害防止のために正しい知識を持った社会になってほしい

やく がい 薬害とはどのようなものなのか 被害者の声を聞いてみよう。

薬害をより深く知るために、被害者の声に耳を傾けてください。

被害者の声を聞いてどのように感じるでしょうか?

そして薬害とはどのようなものなのか考えてみましょう。

スモン被害者 高町亮司さん

私たちを受け入れてくれる社会になってほしい

私は4歳です。スモン病を発症したのは4歳の頃。歩行困難はどうかが治りましたが視力は戻らず、盲学校に入学前のことになりました。その頃は、自分が体力障害者になったことをさほど悲観的に考えていませんでした。しかし学校を卒業しても就職先が見つからず、ほとんどの企業が障害があると言だけで、就職試験受けさせてくれませんでした。障害を抱えて生きて行くということは大変なことなのです。私たちは、まだこれから何十年も生きなければならないかもしれません。これまで両親が私の治療や教育費を最優先にして、私を支えてくれました。しかし、これからは一人で生きていかなければなりません。私が自立して生きて行くことが、両親の努力に報いる道だと感じています。そろそろいつも将来を考えると決して希望を持つことはできません。もちろん、自立のための努力は継けます。ですから、そんな私たちの努力を受け止めてくれる社会になってほしいというのが、今の私の願いです。



サリドマイド被害者 増山ゆかりさん

被害を繰り返さないように—この薬の危険性を知って慎重に使用してほしい

私たちサリドマイド被害者は、生涯にわたって多くの犠牲を払ってきました。軽が結婚した人、元親を離れて病院や施設で暮らさなければならなかった人がいます。学校ではじめられた人、道を歩いているだけでも「あっちに行け」と石を投げられた人もいます。大人になった今は、不自由な体で無理をして仕事や仕事をしてきました。体の不調を訴える人が多くいます。障害のためにやりたいことが出来ない自分が恥になります。なんに努力しても恥が叶わないことがたくさんあります。しかし、私たちはそれを恨んででも道が拓く



HIV被害者 後藤智己さん

もっと早く、正しい情報が公開されていれば…

私は生まれつき足疾で、足の関節が痛くなって歩けなくなったりするので、小学校は休みながら、体育はいつも見学でした。血液製剤を使うようになっから出血からの回復が早くなり、活動範囲も広くなりました。でも中学時代にエイズウイルス混入した血液製剤を使い、HIVに感染しました。それを知られたのは、大学生になってしまったから。ううすす気づいてはいましたが、やはりその時は目の前が真っ暗になりました。以来20年以上、HIVの偏見・差別におびえながら、副作用の厳しい抗HIV薬を飲み続けています。血



学習のポイント

- point 1 被害者がどのようなことに苦しんでいたかを整理してみましょう。
- point 2 被害者は薬害をどのように考えているのかをまとめてみましょう。

C型肝炎 被害者 手嶋和美さん

中学2年の息子に肝炎にかかっていると告げるのも、とても辛かったです

1980年、三男出生の時に出血が止まらなくなり、フィブリノゲン製剤を投与されました。米国ではそれより3年も前に、C型肝炎による危険があるとのことで使用が禁止されました。2年後四男を出産しました。それから十数年後、彼の結果私はC型慢性肝炎になっていました。肝硬変や肝臓ガンになってしまい、命が危うい病気です。恐れています。母子感染も判明。何も知らずには息子に肝炎ウイルスをうつしていましたので、医療や部屋に日々充満した中学校生活をおくる四男に向かって、「お前がうつされたんだから」と叱咤していました。二度と産婆を起こさないでほしい。私はそのために精一杯のことをしたいと考えています。



*C型肝炎に関する詳しい情報は、「薬害肝炎全国報告会ホームページ」<http://www.yakugai-hcv.jp/> 参照

MMRワクチン被害者のお母さん 上野裕子さん

早くMMRワクチンを中止してほしかった

私の娘は、MRワクチンが導入された1989年(平成元年)6月に生まれました。1991年4月娘が1歳10ヶ月になった時、はしの予防接種を受けさせつつも「受診した小児科で「3回1回で済むから」という医師の勧めを断り切れずMMRワクチンを接種されました。当初から副作用が多く発生していたのに、娘から2年たったその頃でも「はしか卓犃よりMMR」と強制的に勧めていた所であったのです。何故早期に中止してその安全性について見直しをしてくれなかつたのでしょうか。小さな子ども



クロイツ フェルト・ヤコブ病被害者ご主人 上野留彦さん

今でも心のなかで「妻を返して下さい」と叫び続けています

妻が体の不調を訴えて検査入院、1ヶ月半後に告げられた病名は「クロイツフェルト・ヤコブ病」。この病気は現代医学でも治療法がない100万人以上の確率で発症する珍しい病気だと。それはまさしく「死の宣告」でした。病気の進行はとても早く、早く、病名がついた所には、やはり意思の疎遠もさまで、寝たきりの状態に。私にできることは、ただジッピと妻の顔を見ることだけ…本当に毎日でした。診断からわずかヶ月後には妻は力尽きて、私を残して一人で旅立ってしまいました。「なぜヤコブ病になったのだろ



用語解説

スモン

キノホルム製剤を経口摂取すると全身のしびれ、痛み、視力障害等が生じるが、この症状をスモンと呼んでいる。これは、症状を表す英語Subacute Myelo-Optic Neuropathy(亜急性脊髄・視神経・末梢神経障害)の頭文字を取ったもの(SMON)である。

キノホルム製剤

1900 年頃にスイスで外用薬(塗り薬)として販売が始まった薬で、日本では1953 年から内服薬(飲み薬)の整腸剤として使われるようになりました。現在、日本では医薬品として承認されていないが、オーストラリア等の海外では外用殺菌剤として使われている国がある。

サリドマイド

1957 年から腎臍膜や骨髄炎として日本での販売が始まった薬。この薬を妊娠初期に服用した母親から手足や耳、内臓などに障害のある子どもが誕生した。現在、日本では多発性骨髄腫(血液のがんの一型)等の薬として使用されている。

HIV

人の体をさまざまな細菌などから守る働き(免疫)をするTリンパ球などに感染するウイルスであり、Human Immunodeficiency Virus(ヒト免疫不全ウイルス)の略称である。

HIV感染により免疫力が低下することで、普段は感染しないような病原体に感染しやすくなり、さまざまな症状を発症するようになる。代表的な3種の疾患に感染した時点でエイズ(AIDS、先天性免疫不全症候群)と診断される。

血友病

出血したときに血を固めるために働くタンパク質が、生まれつき低下・欠乏している病気。このため、一度出ると止血まで時間がかかる。血友病の患者が出血出した場合、底づく血止としている血を固めるためのターパク質を補充するため、血液凝固剤を投与することがある。

血液製剤

人の血液から得られた医薬品で、「輸血用血液製剤」と「血しょう分離製剤」の2つに分類される。輸血用血液製剤は、人の血液そのものや、赤血球、血小板、血しょうといった成分を分離製造した製剤で、「血しょう分離製剤」は、血しょうから治療に必要な血小板などを分離分離製造した製剤である。現在、日本では様々な安全対策を施した上で使用されている。

C型肝炎ウイルス

C型肝炎を引き起こすウイルスであり、血液が持つ感染経路である。肝臓には特に多いターパク質や幹細胞の生成や筋肉、肝臓などの機能を阻害するウイルスである。C型肝炎ウイルスの感染により、肝臓の細胞が壊死する肝炎の状態になる。肝炎が慢性化した場合、約20 年かけて肝硬変や肝がんに進行することも多い。

MMRワクチン

平成元年から予防接種登録法に基づく予防接種で使用され始めたはしまが(Measles)、おたふく病(Varicella)、風疹(Rubella)の3種混合ワクチン。はしかと風疹は予防接種法の対象疾患であり、おたふく病は対象ではなかったが、MMRワクチンを使用すれば3疾病同時に予防接種を受けられるようになった。

臓膜炎

脳を覆う臓膜に炎症が起こる病気。発症すると、発熱・頭痛・嘔吐がみられ、多くの場合にうなじが使くなって首が前に曲げにくくなる、意識が薄れるなどの症状がある。

クロイツフェルト・ヤコブ病

脳に異常プリオンが蓄積し、神経細胞の変性が起こって機能が障害される病気。認知症が進行し、発病から数ヶ月で無動症になり、～2年で全身痙攣、呼吸麻痺、肺炎などで死する。

プリオリン

ヒトの脳に存在するタンパク質で、その機能に關しては諸説あり、まだ解っていない。また、正常な神経細胞の立体構造が何らかの原因で変化し、異常プリオリンと呼ばれる伝播性のターパク質になると、主に中枢神経内に蓄積し、急速に神經細胞の変性を起こす。

Point
1

指導上のPoint

具体的な薬害の事案の説明を読んで、関係者が具体的にどのような役割を果たせばよかったですを考えてみる。※解答例の根拠となる箇所は下の吹き出しのとおり。

解答例

(国)

- ①事前に薬の安全性を十分に審査すべきだった
- ②販売された薬について、副作用などに関する情報をきちんと集めるべきだった
- ③外国でのその薬に関する副作用などに関する情報をきちんと把握すべきだった
- ④危険性がわかった時点ですぐに薬の販売をやめるべきだった
- ⑤危険性がわかった薬は製薬会社に言って回収させるべきだった

(製薬会社)

- ①製造・販売する上で薬の安全性をきちんと確認すべきだった
- ②製造から販売後につまるまで副作用などに関する情報をきちんと集めるべきだった
- ③集めた副作用などに関する情報を医療従事者(医療機関)・薬局や薬の使用者に伝えるべきだった
- ④海外で危険と言っていた薬を「安全」と宣伝して売るべきではなかった
- ⑤危険性がわかった薬の販売をすぐに中止し、回収すべきだった

(医療従事者(医療機関)・薬局)

- ①製薬会社から得た情報に加えて、他の様々な知見を踏まえて処方すべきだった
- ②患者への薬の使用により、何らかの異常が判明した時点で、使用を止めさせて国や製薬会社に報告すべきだった

Point
2

指導上のPoint

薬害の発生を機に、関係者が果たすべき役割を徹底し、薬の安全性を確保するための様々な制度が設けられてきたことを理解させる。

解答例

- 薬の安全性を確保するための法律改正
- 被害を受けた人を救済する制度の創設
- 薬が胎児に及ぼす影響の確認(動物実験)の義務づけ
- 副作用の発生を監視する制度の創設

なぜ薬害は起ったのだろう?

これまで数々の薬害が繰り返されてきました。なぜ薬害は起ったのでしょうか。

代表的な薬害を詳しく見ながらその原因を考えてみましょう。

キノホルム製剤によるスモンの発生

- 「キノホルム」は、1900年頃にスイスで傷薬として販売された薬で、日本では整腸薬として使われるようになりました。1960年代、キノホルムの入った整腸薬を飲んだ人に、全身のしびれ、痛み、視力障害などが起きました。
- 当時は伝染病が疑われ、原因究明が遅れたため、1万人を超える人が被害にあったといわれています。
- 当時、世界各国でキノホルムの危険性に関する警告がなされていましたが、製薬会社は「安全

会社②

会社③

会社

な整腸薬」として販売し、医師はそれを疑うことなく患者に処方し、国も安全性の審査が十分になされず、未曾有の被害を起こしてしまったのです。

これらをきっかけに、薬の安全性を確保するための法律改正や薬の副作用で被害を受けた人を救済する制度の創設がなされました。スモンは、社会の仕組みに影響を与え、国や製薬会社、医療従事者といった関係者に様々な教訓をもたらした薬害です。

会社
①③④

医①②

国①

国①
会社①④国③
会社②③

サリドマイドによる胎児の障害

- 「サリドマイド」は1960年前後に睡眠薬や胃腸薬として販売された薬です。はじめは西ドイツで販売され、日本でも「妊娠や小児が安心して飲める安全無害な薬」をキャッチフレーズに販売されました。
- ところが、この薬を妊娠初期に服用した母親から、手や足、耳(聴力)、内臓などに障害のある子どもが次々と誕生したのです。これに気づいた西ドイツの医師がサリドマイドの危険性を警告し、欧州各地ではすぐに薬の販売中止と回収が行われました。しかし、日本で薬の販売中止が発表されたのは警報後10ヶ月も経った後となり、被害が拡大したのです。

これをきっかけに、薬の副作用が胎児に及ぶ場合があることが広く知られ、胎児への影響の確認(動物実験)が義務づけられました。また、副作用の発生を監視する制度が作られるなど、薬の安全性の確認がより注意深くなされるようになりました。



撮影：田村茂

プラス情報1

キノホルム製剤によるスモンの発生を受けて創設された制度の内容

- 薬は承認審査で承認されて初めて市販されますが、市販後一定期間がたった薬について市販後の状況を踏まえて再度審査を行うようになりました。[再審査制度]
- 医学薬学の進歩に伴い、薬の有効性や安全性に変化があり得ることから既存の薬について再評価の実施を法律に明記しました。[再評価制度]

- ウイルスが混入するなど品質不良の薬について、国などから製薬会社に回収を命じることがでることになりました。[回収命令]
- 薬の副作用で被害を受けた人に医療費などを支給する制度を作りました。[医薬品副作用被害救済制度]

プラス情報2

サリドマイドによる胎児の障害の発生を受けて創設された制度の内容

- 薬の承認審査の際に妊娠動物による試験の資料を添付せるようにしました。
- 薬の副作用が出たとの情報を把握した場合には、製薬企業は国に対して必ず報告しなければならないことにしました。[企業による副作用報告]

Point
1

指導上のPoint

薬害の起こらない社会にするためには、薬の使用者にも果たすべき役割(薬に関する心身に異常が生じた場合には情報を発信する)があることを理解させる。

その上で、これまでの学習を通じて把握した国、製薬企業、医療従事者(医療機関)／薬局の役割を再確認し、関係者が薬の安全性に関する情報を共有した上で相互に連携・協力すべきことを明確にする。

解答例

- ・薬の副作用や安全性に関する情報

どうすれば薬害が起こらない社会になるのだろう?

これまで数々の薬害について見てきました。どうやら薬害は、下図に示された社会の仕組みがうまく働いているかどうかと関係があるようです。
社会の仕組みがうまく働くように、薬を作る製薬会社 薬を承認する国 薬を処方する医師や 薬剤師 そして薬を使う私たちがそれぞれどのような役割を果たせばよいのか考えてみましょう。

関係者には、それぞれどのような役割があるのだろう?



学習のポイント

point
1

次の文章中の [] に入るのは何かを考えながら、図に示す私たちの社会の仕組みがどのように働けばよいのか説明してみましょう。
社会の仕組みがうまく働いて薬害の発生を防ぐためには、図中のA・B・C・Dがお互いに [] を共有し、それぞれの役割を果たすために活用する。

もっと詳しい役割を見てみよう!

B 国/PMDA

- 薬の有効性・安全性や、製薬会社の行動などをチェックする役割
- ・薬の安全性などをチェックするための基準を作成する
- ・薬の承認を取り消す、薬の回収命令など製薬会社に適切な指導を行うなど

D 国民(消費者)

- 消費者として主体的に関わる役割
- ・自分の使う薬に心配を持つ
- ・関係者(国、製薬会社、医療機関)の役割や行動をチェックするなど

A 製薬会社

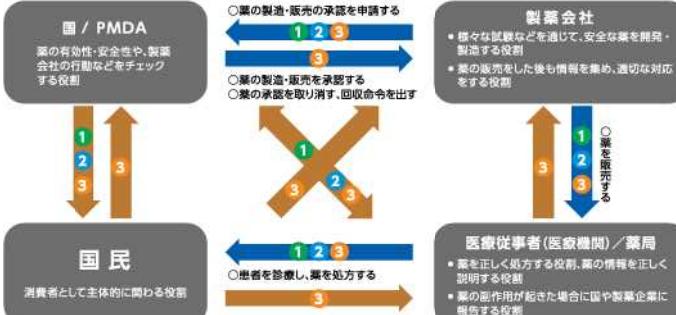
- 様々な試験などを通じて、安全な薬を開発・製造する役割
- 薬の販売を開始した後も情報を集め、適切な対応をする役割
- ・危険が分かった薬の販売中止・回収
- ・薬の説明書(添付文書)を通じて正しい情報を伝えるなど

C 医療従事者(医療機関)/薬局

- 薬を正しく処方する役割、薬の情報を正しく説明する役割
- ・薬の使用後の状況を見極めて処方するなど
- 薬の副作用が起きた場合に国や製薬企業に報告する役割

プラス情報

上の「関係者には、それぞれどのような役割があるのだろう?」「もっと詳しい役割を見てみよう!」に示された国、製薬企業、医療従事者(医療機関)／薬局、国民の役割を合わせて図示すると右のようになる。各当事者がそれぞれの役割を果たすことで、右の図に示された種類の情報が当事者たちの間で共有されることになる。



※「指導上のPoint」、「解答例」は「学習のポイント」と対応しています。

プラス情報

平成25年に薬事法が改正され、その名称が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(医薬品医療機器等法)となるとともに、薬害の再発を防止するため、新たに、上記当事者の責務と役割が明記され、国民の役割としても、医薬品等を適正に使用するとともに、これらの有効性及び安全性に関する知識と理解を深めることを努めることとされている。

やく がい

薬害が起こらない社会を目指して 私たちにできること。

これまで見てきたように、過去には多くの悲惨な被害が起きてきました。

私たちは、このような被害に学び、二度と薬害が起こらない社会を目指す必要があります。のために何が必要なのか、私たちができることは何なのか、みんなで考えてみてください。

学習のポイント

- 薬の安全性などの情報を共有し、関係者がそれぞれの役割を果たすためには具体的にどのようなことをすればよいか。
- 私たちが消費者の立場から、薬に関する情報を得たり、薬を使用して問題があった場合にはどのような情報を発信すればよいか。
- 今の社会の仕組みで改善する点はないか。どのような点を改善すればよいか。

「健康被害救済制度」について



薬による健康被害を受けた人たちを救済するために、「医薬品副作用被害救済制度」などの公的な救済制度があります。これは、サリドマイドやスモンを契機としてつくられたものです。このサイトでは、薬の副作用情報も見ることができます。

Pmda 独立行政法人
医薬品医療機器総合機構

詳しくはコチラ <http://www.pmda.go.jp/>

- 医薬品の副作用情報に関する情報 <http://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/iyakuSearch/>
- 医薬品の副作用による被害の救済に関する情報 http://www.pmda.go.jp/kenkuhiga_camp/index.html

関連サイト

■厚生労働省(本テキストの参考資料)
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/index.html>

厚生労働省の本テキストに関するサイトです。より詳しい情報などを見ることができます。

■一般社団法人くすりの適正使用協議会
<http://www.rad-ar.or.jp/>

薬のリスクとペネフィットを一般消費者にわかりやすく解説しているサイトです。

「くすりのしおり」<http://www.rad-ar.or.jp/siori/index.html>では、現在使われている約15,000種類の薬の詳しい情報を見ることができます。

■全国薬害被害者団体連絡協議会
<http://hkr.o.oo7.jp/yakugai/>

主な薬害被害者団体が加盟している協議会のサイトです。各被害者団体のサイトにリンクしています。

■学校保健ポータルサイト
<http://www.gakkohoken.jp/>

公益財団法人日本学校保健会が運営する子どもたちの保健に関する情報を集めたサイトです。

「薬の正しい使い方(中学生用)」<http://www.gakkohoken.jp/books/archives/62>では薬に関する様々な情報が掲載されたテキストをダウンロードできます。

解答例

- 薬を使用する際には必ず添付文書を読んで理解する
- 副作用があることに気をつけ薬を正しく使用する
- 市販薬や処方薬について医師や薬剤師にいろいろ聞いて理解する
- 薬を使用して何か問題があつた場合には医者や薬剤師に相談する
- 薬について理解するため、PMDAなどのホームページでいろいろ調べてみる

指導上のPoint (参考)

上記の学習のポイントとそれに対する解答例は薬の分野に限られたものになっているが、広く消費者保護一般や基本的的人権の保障という観点から考えさせることも学習のまとめとして適当である。その場合の解答例は以下のようないある。

解答例

- 自分を含め関係者が安全の確保のためにどのような手段をとれるかを常に考える
- 製品の使い方をきちんと守る
- 病気や障害のある人を差別しないようにする
- 皆が健康を享受できる世の中をつくるために何ができるかいろいろと考えてみる

プラス情報

- 事例:販売名:イレッサ(一般名:ゲfitinib)に関する対応

イレッサは、肺がんを治療する錠剤タイプの飲み薬であり、点滴で投与し健康な細胞にも作用してしまう従来の抗がん剤とは異なり、がん細胞を増殖させる特定の分子を阻害する新タイプの薬である。肺がんに有効な治療薬がほとんどない中で、早期の承認に向かって強い期待を集め、肺がんの治療での有効性や副作用情報を踏まえて、2002年、世界に先駆けて日本で承認された。

販売に当たっては、薬の用法・用量、使用上の注意などを記載した添付文書により、間質性肺炎<肺の肺胞と肺胞の間の壁(間質)に炎症が起きることにより、肺での酸素の取り込みが困難になり、呼吸困難や呼吸不全等を生じる病気>が起こりうることを記載して注意喚起を行っていた。

販売開始後、イレッサを服用することで腫瘍に対する効果が見られた人もいたが、間質性肺炎を発症し、死亡に至った人もいた。

それらの副作用報告を受けて、国の指導のもと、製薬会社は販売から3か月後に添付文書を改訂して間質性肺炎によって死する危険性があることがよりわかるように警告するとともに、その改訂について医療従事者(医療機関)/薬局に緊急に伝達するなどの安全対策を行った。

なお、こうした国や製薬企業の対応が不十分として国や製薬企業を相手に訴訟が提起されたが、国や製薬企業の責任はないとされ、現在、イレッサは、抗がん剤として使用されている。

~承認から市販後に至る経緯~



(注1)添付文書は副作用の重篤度等に応じて「警告」「重大な副作用」「その他の副作用」の順に記載されている

(注2)緊急安全性情報は、薬の添付文書の使用上の注意事項の改訂を行うもののうち重要な緊急な伝達が必要と判断されるものについて、製薬企業から医療従事者(医療機関)/薬局に対して配布される

なお、イレッサの事例からは、製薬会社の作成した薬の添付文書を踏まえ、死に至りうる副作用を引き起こす可能性について、医療従事者が患者やその家族にきちんと説明をした上で承認を得て(インフォームドコンセント)薬を使用することの重要性も明らかになっている。

このように、薬の安全対策の仕組みが整備されていればそれでいいのではなく、今後も仕組みをきちんと機能させることこそが大切であり、薬を適切に使用していくためには、消費者を含む全ての関係者が情報を共有した上で、それぞれの役割を果たすことが必要である。